

福岡医療短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 福岡医療短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、歯科衛生士、介護福祉士に必要な専門の知識と技術を教授研究し、教養と良識を備えた有能な人材を育成するとともに、もって医療、保健、福祉に寄与することを目的とする。

2 歯科衛生学科は、医療人としての自覚と倫理観を持ち、高度化・専門化する口腔医学と歯科医療に対応し、口腔介護を実践できる歯科衛生士の養成を目的とする。

3 保健福祉学科は、豊かな教養と人間性を持ち、プライバシーと人権を尊重し、心身の状況に応じた介護と口腔ケアのできる介護福祉士の養成を目的とする。

(名称)

第2条 本学は、福岡医療短期大学という。

(位置)

第3条 本学の位置を福岡市早良区田村二丁目15番1号に置く。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び認証評価機関による評価等多様な評価の結果を本学の目的に反映させ、改革に努めるものとする。

(学科)

第5条 本学に次の学科を置く。

歯科衛生学科

保健福祉学科

(定員等)

第6条 本学の入学定員及び収容定員等は次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
歯科衛生学科	80人	240人
保健福祉学科	40人（各学年1学級）	80人

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、次のとおりとする。

歯科衛生学科 3年

保健福祉学科 2年

(在学期間)

第8条 学生の在学期間は、次のとおりとする。

歯科衛生学科は6年を超えることができない。

保健福祉学科は4年を超えることができない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を前期及び後期に分け、その期間は次のとおりとする。ただし、必要により短大学長は、これを変更することができる。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、必要により、短大学長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園記念日 (学園が特に休業日として指定した場合。)

(4) 春季休業日 3月15日から4月5日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から8月31日まで

(6) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(教職員)

第12条 本学に短大学長、短大副学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。

第2章 教育課程及び課程修了の認定

(教育課程)

第13条 授業科目、その単位数(授業時間数)及び各年次配当は、歯科衛生学科は別表Ⅰ、保健福祉学科は別表Ⅱのとおりとする。ただし、必要により短大学長は教授会の議を経て変更することができる。

(1年間の授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(履修方法及び受験資格)

第15条 授業は、別表Ⅰ、Ⅱに掲げる授業科目につき、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2 教育上必要がある場合は、全部又は一部の学生に対し、補講その他特別授業を行い、又はレポートその他宿題を課すことがある。

3 各授業科目について、出席日数が授業時間数の3分の2に達しない者及び実習については5分の4に満たない者には受験資格を与えない。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定は、試験により行い、その合格者に対して所定の単位を与える。

(試験及び成績の評価)

第17条 前条の試験の成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

2 試験及び成績に関する事項は、別に定める。

(授業科目の履修等)

第18条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)で履修した授業科目について、修得した単位を15単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、短大学長がこれを本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 前項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第3章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は次の各号の一に該当する者とし、歯科衛生学科については女子のみとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限り。)で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験あるいは大学入学資格検定に合格した者

(8) その他大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第20条 本学の入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願手続)

第21条 入学志願者は、指定期日までに所定の入学検定料を添え、所定の手続により願出しなければならない。

(合格者の決定)

第22条 前条の手続を終了した者に対して、入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学の手續及び入学許可)

第23条 合格者は指定の期日までに、所定の諸納付金を納付するとともに、次に掲げる所定の書類を短大学長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 住民票記載事項証明書

2 短大学長は、前項の入学手續を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第24条 前条第1項第1号の誓約書の保証人は2人とし、1人は父兄又は近親者とする。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者で、学生の身上に関しいっさいの責任を引き受けるに足る者でなければならない。

3 保証人が欠けたとき、又は保証人が前2項の要件を欠くに至ったとき、その他保証人の住所等の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができないで休学しようとする者は、医師の診断書又はその理由を添え、保証人連名のうえ短大学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条の在学期間に算入しない。

4 休学者が復学しようとする場合は、所定の手續により願い出て、復学することができる。

(退学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添え、保証人連名のうえ短大学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、短大学長が除籍する。

(1) 学生納付金等の納付を怠り、督促を受けても納付しない者

(2) 第8条の在学期間又は第25条第2項の休学期間の経過した者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(再入学)

第28条 第26条の規定により退学した者で再入学を希望する者は、理由書及び診断書(疾病の場合に限る。)を添え短大学長に願い出なければならない。

ただし、保健福祉学科については、再入学は認めない。

2 前項の願い出があったときは、審査のうえ短大学長は相当の学年に再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第29条 保健福祉学科については、転入学及び編入学は行わない。

(卒業の要件)

第30条 本学を卒業するためには、歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表Iに

定めるところにより104単位以上、保健福祉学科の学生は2年以上在学し、別表Ⅱの定めるところにより68単位以上を取得しなければならない。

2 別表Ⅰ、Ⅱに定める教育課程を履修した者は、卒業試験を受験し合格しなければならない。

(卒業)

第31条 本学所定の課程を修了し、かつ卒業試験に合格した者については、教授会の議を経て短大学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第31条の2 卒業を認定された者には、福岡医療短期大学学位規程の定めるところにより短期大学士(歯科衛生学又は介護福祉学)の学位を授与し、「卒業証書・学位記」を交付する。

(表彰)

第32条 学業成績が優秀で他の学生の模範となる学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第33条 学生が本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

3 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行が不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(3) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 入学検定料及び学生納付金等

(入学検定料及び学生納付金等)

第34条 入学検定料及び学生納付金等の額は、歯科衛生学科は別表Ⅳ、保健福祉学科は別表Ⅴのとおりとする。ただし、特別の事情がある者に対しては減免することがある。

2 入学検定料は出願と同時に、入学金、その他入学時納付金は入学手続締切日まで納付しなければならない。

3 授業料その他の毎年度納付する学生納付金は、次の各号のとおり分納することができる。

(1) 歯科衛生学科

2期分納

前 期 4月30日(新生については所定の期日)まで

後 期 10月31日まで

(2) 保健福祉学科

2期分納

前 期 4月30日(新生については所定の期日)まで

後 期 10月31日まで

4期分納

前期上半期 4月30日(新生については所定の期日)まで

前期下半期 7月31日まで

後期上半期 10月31日まで

後期下半期 12月31日まで

(入学辞退者の既納の入学時学生納付金等)

第35条 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を短大学長に提出して受理された者に限り、入学金以外の入学時学生納付金等を返還することができる。ただし、推薦入学(専願)においては、これを返還しない。

(前期退学者等の学生納付金)

第35条の2 前期に年額を納入した者が学年の前期に退学し、又は除籍された場合においては、後期分の納付金を返戻することがある。

(休学者の学生納付金)

第36条 休学者の学生納付金については、前期又は後期の全期間を休学した場合は、当該休学時に係る学生納付金は当該期分の2分の1を免除する。ただし、学期の途中で休学した場合は、当該期分の学生納付金は免除しない。

2 前項の該当者が、既に学生納付金を納入しているときは、前項の免除額は次期以降の学生納付金に振替える。

(特別奨学生)

第37条 特に学業優秀であり、品行方正かつ健康な学生には、これを特別奨学生として学生納付金の一部を免除する制度を置く。

2 特別奨学生に関する事項は、別に定める。

(手数料及び追・再試験受験料)

第38条 各種証明書の交付を請求する者又は追・再試験を受ける者は、所定の手数料又は追・再試験受験料を納付しなければならない。

第5章 科目等履修生、研修生、委託生、外国人学生及び社会人等入学

(科目等履修生、研修生及び委託生)

第39条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、第15条及び第16条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 公の機関等から、研修又は委託の申し出があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、研修生又は委託生等として入学を許可することがある。

4 科目等履修生、研修生及び委託生等に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人学生及び社会人入学)

第40条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者がいるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

3 社会人で、本学に入学を希望する者がいるときは、選考のうえ入学を許可することがある。

4 社会人入学に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 教授会

(教授会)

第41条 本学に教育、研究に係る重要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、短大学長、短大副学長、学科長、教授、准教授及び講師をもって構成する。

3 この学則に定めるもののほか、教授会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(審議事項)

第42条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 教員の選考に関する事項

(2) 教員の昇任、退職、降任、免職及び懲戒の審査に関する事項

(3) 教員の研修派遣員の選考に関する事項

(4) 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業の認定に関する事項

(5) 入学者選抜試験の実施並びに合格者の査定に関する事項

(6) 学生の賞罰に関する事項

(7) 教育課程に関する事項

(8) 科目履修生に関する事項

(9) 予算に関する事項

(10) 学則その他教学に関する重要な規則の制定並びに改廃に関する事項

(11) 教育研究に関する施設の設置及び改廃に関する事項

(12) 短大学長の諮問した事項

第7章 情報図書館分室

(情報図書館分室)

第43条 本学に情報図書館分室を置く。

2 情報図書館分室に関する事項は、別に定める。

第8章 その他

(公開講座)

第44条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のために公開講座を開催する。

(健康診断)

第45条 健康診断は、毎年1回別に定めるところにより実施する。

第9章 専攻科

(目的)

第46条 歯科衛生学科に専攻科口腔保健衛生学専攻（以下「本専攻科」という。）を置き、学科における基礎的知識の上に、更に専門的知識及び高度な技術を教授し、応用能力を備えた指導者となりうる質の高い歯科衛生士を育成することを目的とする。

(定員)

第47条 本専攻科の入学定員は20人とし、収容定員を20人とする。

(修業年限及び在学期間)

第48条 本専攻科の修業年限は1年とする。

2 学生の在学期間は、2年を超えることができない。

(入学資格)

第49条 本専攻科の入学資格は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 3年制の短期大学の歯科衛生に関する学科を卒業した者で歯科衛生士免許を有する者
- (2) 大学への編入学が認められた修業年限3年以上の専修学校の歯科衛生に関する専門課程を修了した者で歯科衛生士免許を有する者
- (3) 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、前各号に規定する者に相当する者
- (4) 本専攻科において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者

(教育課程)

第50条 本専攻科において開設する授業科目その単位数及び各年次配当は、別表Ⅲのとおりとする。ただし、必要により短大学長は教授会の議を経て変更することができる。

(修了の要件)

第51条 本専攻科を修了するためには、1年以上在学し、別表Ⅲに定めるところにより31単位以上を取得しなければならない。

(修了)

第52条 本専攻科所定の課程を修め、修了を認定された者には、修了証書を授与する。

(入学検定料及び学生納付金等)

第53条 本専攻科における入学検定料及び学生納付金等の額は、別表Ⅵのとおりとする。ただし、特別の事情がある者に対しては減免することがある。

2 入学検定料は出願と同時に、入学金その他入学時納付金は入学手続締切日までに納付しなければならない。

(準用規定)

第54条 第9条から第11条まで、第15条から第17条まで、第20条から第27条まで、第32条から第38条までの規定は、専攻科にこれを準用する。この場合において、第15条第1項中「別表Ⅰ」とあるのは、「別表Ⅲ」に、第25条第2項中「2年」とあるのは「1年」に、第34条第1項中「別表Ⅳ」とあるのは「別表Ⅵ」に読み替え、第27条第1項第2号中の在学期間は2年とする。

2 その他本専攻科に関して必要なことは、別に定める。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年10月15日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年3月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年1月17日から施行し、平成18年1月17日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年3月24日から施行し、第19条第5号の規定については平成18年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年11月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年1月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年7月24日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年1月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 平成21年度において保健福祉学科の収容定員は、第6条の規定にかかわらず、100人とする。

附 則

この学則は、平成20年9月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成20年10月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年3月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

ただし、第34条の改正規定は平成22年4月1日から適用する。

2 改正後の第34条別表Vについては、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年9月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成22年3月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 改正後の第34条第3項、別表IV及びVについては、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者は、なお従前の例による。

別表 I (歯科衛生学科)

科 目		時間数	単位	1 年前期	1 年後期	2 年前期	2 年後期	3 年前期	3 年後期	
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	30	1	30					
		情報処理概論 I	15	1		15				
		情報処理概論 II	15	1			15			
		情報処理実習 I	45	1		45				
		情報処理実習 II	45	1			45			
	人間と社会生活の理解	経済学	30	1			30			
		英語 I	60	2	30	30				
		英語 II	30	1			30			
		接遇	30	1				30		
		健康生理学	60	2	30	30				
		解剖学	30	2	30					
		全身疾患の病態・生理	30	2			30			
専門基礎分野	人体の構造と機能	口腔解剖学 (含組織学)	30	2	30					
		口腔解剖学実習	30	1		30				
		口腔生理学	30	2	30					
		口腔生化学	30	2		30				
	疾病の成り立ちと回復の促進	口腔病理学	30	2		30				
		口腔微生物学	30	2	30					
	歯・口腔の健康と予防に関する人間と社会の仕組み	歯科薬理学	30	2		30				
		口腔衛生学	60	3	30	30				
		歯科衛生統計	15	1					15	
		衛生学・公衆衛生学	30	2			30			
		衛生行政	15	1					15	
		社会福祉論	15	1					15	
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	30	1	30					
		看護学総論	30	1			30			
	臨床歯科医学	歯科臨床概論	30	1	30					
		歯科保存修復・歯内治療学	30	1		30				
		歯周病治療学	30	1			30			
		歯科補綴学	30	1		30				
		口腔外科学	30	1		30				
		小児歯科学	30	1		30				
		矯正歯科学	30	1		30				
		高齢者・障害者歯科学	30	1			30			
		歯科麻酔学・歯科放射線学	30	1				30		
		歯科予防処置論	歯科予防処置論 (講義) I	20	1	20				
	歯科予防処置論 (講義) II		15	1				15		
	歯科予防処置実習 I		80	2	20	60				
	歯科予防処置実習 II		40	1			40			
	歯科予防処置実習 III		120	3			60	60		
	歯科保健指導論 (講義) I		20	1			20			
	歯科保健指導論	歯科保健指導論 (講義) II	15	1				15		
		栄養学	30	1			30			
		栄養指導	30	1				30		
		歯科保健指導実習 I	45	1	15	30				
		歯科保健指導実習 II	60	2			30	30		
		歯科診療補助論	歯科診療補助論 (講義) I	20	1	20				
			歯科診療補助論 (講義) II	15	1				15	
	歯科材料学		30	1	30					
	歯科診療補助実習 I		80	2	40	40				
	歯科診療補助実習 II		80	2			40	40		
	口腔介護論	口腔介護論	30	1				30		
		口腔介護技術 (演習)	60	2				60		
	臨床・臨地実習	臨床実習 (含口腔介護施設実習)	880	20					440	440
		総括	口腔保健テーマ別講義	60	2					60
	必修合計	卒業研究	45	2						45
必修合計		2870	97	445	550	460	385	485	545	
選択必修分野	7	修辞学 *	30	2				30		
		手話 *	30	2				30		
		中国語 **	30	2				30		
		韓国語 **	30	2				30		
		物理学 ***	15	1	15					
		化学 ***	15	1	15					
		心理学 ****	30	2			30			
		倫理学 ****	30	2			30			
選択合計	105	7	15	0	30	60	0	0		
総計	2975	104	460	550	490	445	485	545		

選択科目 4	介護技術 4	訪問介護技術 ****	135	4			135		
--------	--------	-------------	-----	---	--	--	-----	--	--

講義 15 時間～30 時間を 1 単位、実習 30 時間～45 時間を 1 単位とする。

*修辞学または手話を選択 **中国語または韓国語を選択 ***物理学または化学を選択 ****心理学または倫理学を選択

****訪問介護技術に実習 30 時間を含む。訪問介護技術 1 3 5 時間のうち 7 5 時間は春季休暇中に実施。

別表Ⅱ（保健福祉学科）

科 目		単位数(時間数)				計	摘 要	修 得 すべき 単位数	備 考	
		1年次		2年次						
		前期	後期	前期	後期					
基礎科目	英語とコミュニケーション	(30)				1(30)	必修	1		
	福祉と情報処理		(30)			1(30)	必修	1		
	口腔ケア概論	(30)				1(30)	必修	1		
	高齢・障害者の口腔ケア		(30)			1(30)	必修	1		
	福祉経済論			(30)		2(30)	必修	2		
	保健福祉体験学習	(20)				1(20)	必修	1		
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	(30)			2(30)	必修	2		
		人間関係とコミュニケーション		(30)			1(30)	必修	1	
	社会の理解	社会福祉概論		(30)			1(30)	必修	1	
		社会福祉の法制度		(30)			1(30)	必修	1	
		社会保障論		(30)			1(30)	必修	1	
	選択科目	生物と環境 *	(30)				2(30)	選択	2	1科目2単位選択
		生活と化学 *	(30)				2(30)	選択		
		介護と食育 **		(30)			2(30)	選択	2	1科目2単位選択
		レクリエーション理論 **		(30)			2(30)	選択		
		倫理学 ***	(30)				2(30)	選択	2	1科目2単位選択
社会学 ***	(30)				2(30)	選択				
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	(60)	(60)		4(120)	必修	4		
		介護の基本Ⅱ			(30)		1(30)	必修	1	
		介護の基本Ⅲ				(30)	1(30)	必修	1	
	コミュニケーション	コミュニケーションA	(30)				1(30)	必修	1	
		コミュニケーションB		(30)			1(30)	必修	1	
	生活支援技術	生活支援技術Ⅰa	(60)	(60)			4(120)	必修	4	
		生活支援技術Ⅰb			(30)	(30)	2(60)	必修	2	
		生活支援技術Ⅱa			(30)		1(30)	必修	1	
		生活支援技術Ⅱb			(30)	(30)	2(60)	必修	2	
		生活支援技術Ⅲ				(30)	1(30)	必修	1	
	介護過程	介護過程Ⅰ	(30)				1(30)	必修	1	
		介護過程Ⅱ		(30)			1(30)	必修	1	
		介護過程Ⅲ			(60)		2(60)	必修	2	
		介護過程Ⅳ				(30)	1(30)	必修	1	
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰa	(30)	(30)			2(60)	必修	2	
		介護総合演習Ⅰb			(30)		1(30)	必修	1	
		介護総合演習Ⅱ				(30)	1(30)	必修	1	
	介護実習	介護実習Ⅰa	(78)	(28)			2(106)	必修	2	
		介護実習Ⅰb		(80)			2(80)	必修	2	
		介護実習Ⅰc			(112)		2(112)	必修	2	
介護実習Ⅱ					(152)	3(152)	必修	3		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	(30)			2(30)	必修	2		
		発達と老化の理解Ⅱ			(30)		1(30)	必修	1	
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ		(20)			1(20)	必修	1	
		認知症の理解Ⅱ			(40)		1(40)	必修	1	
	障害の理解	障害の理解Ⅰ		(30)			1(30)	必修	1	
		障害の理解Ⅱ			(30)		1(30)	必修	1	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	(30)	(30)			2(60)	必修	2	
		こころとからだのしくみⅡ			(30)		1(30)	必修	1	
		こころとからだのしくみⅢ			(30)		1(30)	必修	1	
総括	保健福祉テーマ別講義				(30)	1(30)	必修	1		
	卒業研究				(30)	1(30)	必修	1		
必修計		(458)	(578)	(512)	(392)	62(1,940)				
選択計		(120)	(60)			12(180)		68	卒業必要単位数	
合計		(578)	(638)	(512)	(392)	74(2,120)				

* 生物と環境または生活と化学を自由に選択

** 介護と食育またはレクリエーション理論を自由に選択

*** 倫理学または社会学を自由に選択

別表Ⅲ (専攻科口腔保健衛生学専攻)

科 目	単位数(時間数)			摘 要	修 得 すべき 単位数	備 考
	1 年 次		計			
	前期	後期				
英 会 話	(30)	(15)	3(45)	必 修	3	
研 究 方 法 論 *	(30)		2(30)	選 択	2	1 科目 2 単位選択
情 報 処 理 演 習 *	(30)		2(30)	選 択	2	
社 会 保 障 特 論 **		(30)	2(30)	選 択	2	1 科目 2 単位選択
老 人 ・ 障 害 者 福 祉 論 **		(30)	2(30)	選 択	2	
健 康 の 科 学	(30)		2(30)	必 修	2	
歯 科 看 護 学		(15)	1(15)	必 修	1	
口 腔 介 護 特 論		(30)	2(30)	必 修	2	
口 腔 保 健 管 理 学	(30)		2(30)	必 修	2	
先 端 臨 床 歯 科 学	(30)		2(30)	必 修	2	
専 攻 研 究		(60)	4(60)	必 修	4	
地 域 口 腔 介 護 実 習		(45)	1(45)	必 修	1	
歯 科 臨 床 実 地	(225)	(225)	10(450)	必 修	10	
必 修 計	(345)	(390)	27(735)			
選 択 計	(60)	(60)	8(120)			
合 計	(405)	(450)	35(855)		31	修了必要単位数

*研究方法論または情報処理演習を自由に選択

**社会保障特論または老人・障害者福祉論を自由に選択

入学検定料及び学生納付金等

1. 入学検定料		<u>27,000円</u>		
2. 入 学 金		300,000円		
3. 授 業 料				
年 額		420,000円		
分納する場合	前 期	210,000円		
	後 期	210,000円		
4. 実験実習費				
年 額		150,000円		
分納する場合	前 期	75,000円		
	後 期	75,000円		
5. 施設維持費				
年 額		300,000円		
分納する場合	前 期	150,000円		
	後 期	150,000円		
6. 諸手数料等				下記のとおり

(単位 円)

区 分			金 額
証 交 付 明 手 数 料 書 料	成績証明書・卒業(見込) 証明書・在学証明書・ その他証明書	1枚につき	300
	学 生 証 再 交 付	1件につき	500
	臨 時 学 生 証	1枚につき	300
	追 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000
	再 試 験 受 験 料	1科目につき	1,000

入学検定料及び学生納付金等

1. 入学検定料			27,000円
2. 入 学 金			200,000円
3. 授 業 料			
	<u>(1年次)</u>		
	年	額	550,000円
	2期分納する場合	前 期	275,000円
		後 期	275,000円
	4期分納する場合	前期上半期	70,000円
		前期下半期	160,000円
		後期上半期	160,000円
		後期下半期	160,000円
	<u>(2年次)</u>		
	年	額	550,000円
	2期分納する場合	前 期	275,000円
		後 期	275,000円
	4期分納する場合	前期上半期	137,500円
		前期下半期	137,500円
		後期上半期	137,500円
		後期下半期	137,500円
4. 実験実習費			
	<u>(1年次)</u>		
	年	額	85,000円
	2期分納する場合	前 期	40,000円
		後 期	45,000円
	4期分納する場合	前期上半期	0円
		前期下半期	30,000円
		後期上半期	25,000円
		後期下半期	30,000円
	<u>(2年次)</u>		
	年	額	130,000円
	2期分納する場合	前 期	65,000円
		後 期	65,000円
	4期分納する場合	前期上半期	32,500円
		前期下半期	32,500円
		後期上半期	32,500円
		後期下半期	32,500円

5. 施設維持費

(1年次)

年	額		300,000円
2期分納する場合	前	期	150,000円
	後	期	150,000円
4期分納する場合	前	期上半期	0円
	前	期下半期	100,000円
	後	期上半期	100,000円
	後	期下半期	100,000円

(2年次)

年	額		300,000円
2期分納する場合	前	期	150,000円
	後	期	150,000円
4期分納する場合	前	期上半期	75,000円
	前	期下半期	75,000円
	後	期上半期	75,000円
	後	期下半期	75,000円

6. 諸手数料等

下記のとおり

(単位 円)

区 分			金 額
証 交 付 明 手 数 書 料	成績証明書・卒業(見込) 証明書・在学証明書・ その他証明書	1枚につき	300
	学 生 証 再 交 付	1件につき	500
	臨 時 学 生 証	1枚につき	300
追 試 験 受 験 料		1科目につき	1,000
再 試 験 受 験 料		1科目につき	1,000

入学検定料及び学生納付金等

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1. 入学検定料 | 20,000円 |
| 2. 入 学 金 | 100,000円
(本学卒業生は半額とする。) |
| 3. 授 業 料 | |
| 年 額 | 300,000円 |
| 分納する場合 | 前 期 150,000円
後 期 150,000円 |
| 4. 諸手数料等 | 下記のとおり |

(単位 円)

区 分		金 額
証 交 付 明 手 数 料 書 料	成績証明書・卒業(見込) 証明書・在学証明書・ その他証明書	1枚につき 300
	学 生 証 再 交 付	1件につき 500
	臨 時 学 生 証	1枚につき 300
追 試 験 受 験 料		1科目につき 1,000
再 試 験 受 験 料		1科目につき 1,000